

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ○人口構造

令和2年の国勢調査において当村の総人口は5,144人であった。また、年齢別人口（3区分）では0～14歳の年少人口が467人（総人口の9.1%）、15～64歳の生産年齢人口が2,245人（同47.8%）65歳以上の高齢人口が2,219人（同43.1%）であった。

平成27年の前回調査と比較して、総人口は688人、11.8%減少しており、総人口に占める割合は、0～14歳で1.2ポイント、15～64歳で2.8ポイント低下し、65歳以上は4.0ポイント増加している。

##### ○産業構造

令和2年の国勢調査より、当村の産業構造は、就業人口に占める第1次産業の割合が17.1%（全国3.5%）、第2次産業の割合が29.9%（全国23.7%）、と第1次及び第2次産業が全国平均より高い。

産業別の従事者数割合としては、第1次産業では農業が428人で16.2%（全国3.1%）、第2次産業では製造業が518人で19.6%（全国15.7%）、といずれも全国平均より高く、農業と製造業を合わせて、村内の産業別就業者数の35.7%を占めている。

このことから、当村は製造業及び農業を中心とした産業構造をなしているといえる。

##### ○産業の実態

各産業において就業者の高齢化、人手不足または施設の老朽化等から経営が厳しくなっており、村内の農家や事業所数は減少傾向である。事業所の減少により雇用の場の確保が課題となっている一方で、労働人口の減少による人手不足も顕著である。

令和2年の国勢調査より、当村の昼間人口比率は86.1%であり、多くの就業者が近隣市町村の企業に勤務している現状がある。

村内の企業においては、新たな設備投資を促進することで生産性を向上させ、事業の継続や発展を促すとともに、慢性的な労働力不足の補完を図る必要がある。

先述のとおり、多くの事業所において所有設備の老朽化が規模の拡大や事業継続を困難にする一因であり、事業所の減少や雇用機会の喪失につながっている。

これらの問題に対して、事業環境の整備や設備投資への意欲を引き出すこと、それに伴い労働生産性を向上させることが村内の産業振興において喫緊の課題である。

## (2) 目標

先述のとおり、当村の産業は、施設の老朽化や雇用機会の喪失等の理由から、産業の担い手たる農家や中小企業の数も減少傾向にある。今後経営を継続させつつ、村内の産業を活性化させるために、先端設備等の導入が必要である。

また、関連業種の誘致等、一企業や個々人のみならず村内における全体的な生産性の向上を図っていく。

これを実現させるために、本計画期間内の先端設備等導入計画の認定数は2件とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

生産性の向上のための革新的なサービスや試作品の開発、並びに生産プロセスの改善を行うための先端設備等の導入を促進する。

上記の点より、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

村内の全ての事業者先端設備等の導入による生産性の向上を促すために村内全域を本計画の対象とする。

### (2) 対象業種・事業

単一分野に依存しない産業構造を目標とすることから、本計画の対象業種・事業については全事業・全業種とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮し、人員の削減を目的とした取組は認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められる場合は認定の対象外とする。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業は認定の対象外とする。
- ・政治活動や宗教活動と判断される事業は認定の対象外とする。
- ・村税の滞納があるものは認定の対象外とする。